



---

## 2. 食品表示に係る注意事項と「地理的表示等の不正表示通報窓口」について

---

農林水産省では、このたび食品表示に関する注意喚起を目的に、「見過ごされがちな表示ルール」として、地理的表示（GI）を含む4つの食品表示に関する制度について説明したリーフレットを作成しました。（以下URL参照）

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/attach/pdf/kanshitoppage\\_1205.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/attach/pdf/kanshitoppage_1205.pdf)

GIを含め、食品表示法以外の農林水産省が所管する表示ルールについては、事業者の知識不足による誤表示の事例が散見されているため、今一度ご注意いただくようお願いいたします。特に、年末年始でGI産品を含めて食品の売買が増える時期かと思えます。

スーパーマーケット、小売店の方は改めてご注意をお願いします。

GI法では、「GI産品の名称・それに類似した名称・それと誤認させるおそれのある名称をGI産品以外に使用すること」や「GI産品以外にGIマークを使用すること」は禁止されています。産品そのものだけでなく、その広告や、レストランのメニューも規制の対象です。これに違反すると「GI法なんて知らなかった」、「悪意なくうっかり規制されている名称を使ってしまった」という場合であっても取締り対象となってしまうのでお気を付けください。（例えば、GI産品の夕張メロンではないメロンに、「夕張メロン」や「夕張風メロン」といった名称を表示して販売した場合、GI法違反にあたります。）

農林水産省では、国内の地理的表示（GI）やGIマークの不正使用について、「地理的表示等の不正表示通報窓口」において情報を受け付け、必要に応じて立入検査を実施し、不正使用を確認した場合は事業者への処分等の必要な対応を行っています。

GIに関する不正使用と思われる表示を発見した方は、以下の「地理的表示等の不正表示通報窓口」へ情報提供をお願いします。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/gi\\_mark/contact.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/contact.html)

---

## 3. 「GI（地理的表示）×ツーリズム シンポジウムin八代 ～世界と戦う！！八代GI～」開催のご案内

---

この度、日本地理的表示協議会（JGIC）では、GIを通じた地域のツーリズムの可能性を広げる活動を促進することを目的に「GI×ツーリズム シンポジウムin 八代 ～世界と戦う！！八代GI～」と題したシンポジウムを開催いたします。

ハイブリッド開催ですので、全国からのご参加が可能です。  
多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

■日時：2024年1月15日（月）13：30-15：30

■開催形式：会場およびオンライン（Zoom配信）のハイブリッド形式

※Zoom配信用のURLは後日共有いたします。

■会場：八代市役所 1階 多目的ホール

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji003218/index.html>

### ■プログラム

#### <第1部>

- ・地域一体型ガストロノミーツーリズムの取り組みについて
- ・最近のGIをめぐる動き（農林水産省より）
- ・八代のGI商品紹介
- ・全国で展開しているGIを活用したツーリズムの紹介



